

第57期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

1. 会社の現況に関する事項
(7) 主要な営業所
6. 業務の適正を確保するための体制
及びその運用状況の概要

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

(自 2018年9月1日)
(至 2019年8月31日)

株式会社 **コジマ**

1. 会社の現況に関する事項

(7) 主要な営業所 (2019年8月31日現在)

本 社 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号
池袋本部 東京都豊島区西池袋三丁目28番13号

地区名	都道府県名	主 要 な 店 舗 名	店舗数
北海道	北海道	コジマ×ビックカメラ函館店 コジマ×ビックカメライオン西岡店	2
東北	青森県	コジマ×ビックカメラ弘前店	1
	岩手県	コジマ×ビックカメラ盛岡店	1
	宮城県	コジマ×ビックカメライオンモール名取店 コジマ×ビックカメラ泉中央店 コジマ×ビックカメラ多賀城店	4
	秋田県	コジマ×ビックカメラ卸団地店	1
	福島県	コジマ×ビックカメラいわき店 コジマ×ビックカメラ福島店 コジマ×ビックカメラ郡山店	7
北関東	茨城県	古河店 学園都市店	2
	栃木県	コジマ×ビックカメラ宇都宮本店 コジマ×ビックカメラさくら店 コジマ×ビックカメラ栃木店	12
	群馬県	コジマ×ビックカメラ高崎店 太田店 伊勢崎店	3
南関東	埼玉県	コジマ×ビックカメラ新座店 コジマ×ビックカメラ越谷店 コジマ×ビックカメラ熊谷店	21
	千葉県	コジマ×ビックカメラ柏店 コジマ×ビックカメラららばーとTOKYO-BAY店	6
	東京都	コジマ×ビックカメラ用賀店 コジマ×ビックカメラ江戸川店 コジマ×ビックカメラ池上店	27
	神奈川県	コジマ×ビックカメラ梶ヶ谷店 コジマ×ビックカメラ横須賀店	13
北陸甲信越	新潟県	コジマ×ビックカメラ新潟店 コジマ×ビックカメラ上越店	2
	富山県	コジマ×ビックカメラファボーレ富山店 コジマ×ビックカメラ富山店	2
	山梨県	甲府店 コジマ×ビックカメラ甲府バイパス店	2

地区名	都道府県名	主 要 な 店 舗 名	店 舗 数
中 部	静 岡 県	コジマ×ビックカメラ静岡店 コジマ×ビックカメラ富士店 コジマ×ビックカメラ沼津店	5
	愛 知 県	コジマ×ビックカメラ有松インター店 コジマ×ビックカメラ熱田店	7
	三 重 県	コジマ×ビックカメラアピタ四日市店	1
近 畿	京 都 府	コジマ×ビックカメラ高野店	1
	大 阪 府	コジマ×ビックカメラ茨木店 コジマ×ビックカメラ大東店 コジマ×ビックカメラ箕面店	6
	兵 庫 県	コジマ×ビックカメラ尼崎店 コジマ×ビックカメラ名谷店	4
中 国	広 島 県	コジマ×ビックカメラ広島インター緑井店 コジマ×ビックカメラライオンモール広島府中店	3
	山 口 県	山口宇部空港店	1
九 州	福 岡 県	コジマ×ビックカメラ福岡春日店 コジマ×ビックカメラ八幡店 コジマ×ビックカメラ小倉店	5
	熊 本 県	コジマ×ビックカメラ熊本店	1
	沖 縄 県	コジマ×ビックカメラ那覇店 コジマ×ビックカメラライオンモール沖縄ライカム店	2
合		計	142

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制の整備のため、次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。

(業務の適正を確保するための体制)

- (1) 取締役及び使用人（以下、「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため、「コンプライアンス憲章」並びに「コンプライアンスマニュアル」を取締役等に周知徹底させる。
 - ② 取締役会の諮問機関として、総務人事本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題について必要な検討を実施する。
 - ③ 取締役等がコンプライアンス上の問題を発見した場合、コンプライアンス委員会事務局に速やかに報告・通報するよう、周知徹底する。また、コンプライアンス委員会事務局への報告・通報内容は、適宜、取締役会及び監査等委員会に報告する。
 - ④ 「取締役会規程」及び「執行役員会議規程」に基づき、会議体において各取締役及び執行役員の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備する。
 - ⑤ 内部監査部は、内部統制の有効性と業務執行の状況につき、全部門を対象に内部監査を実施し、適宜、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
 - ⑥ 取締役等に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、取締役等に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - ⑦ 取締役等は、適正に業務を遂行しているかどうかを自主チェックするとともに、他の取締役等の業務遂行を常時監督する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理担当役員は内部統制担当役員とし、リスク管理の統制部門は内部監査部とする。リスク管理担当役員並びに内部監査部は、「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行い、これを運用する。また、内部統制担当役員は、適宜、リスク管理の状況を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ② 不測の事態が発生したときは、代表取締役を長とする緊急時対策本部を設置し、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- ③ 反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- ② 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については執行役員会議において合議制により慎重な意思決定を行う。
- ③ 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業務目標を明確にする。
- ④ 電子稟議等のITシステムを活用することにより、業務の効率化及び他の取締役等との情報共有並びに意思連絡の迅速化・簡素化を図る。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 「コンプライアンス憲章」に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。
- ② 株式会社ビックカメラとの合同会議等において、業務の状況を定期的に報告する。
- ③ リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し運用する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき職員（以下、「監査等委員補助者」という。）を置くことを求めた場合における当該監査等委員補助者に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき職員を設置することを求めた場合、取締役会はその職務の遂行に足る適切な人材を選定する。
- ② 監査等委員補助者は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性を確保するために、監査等委員補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

- (8) 取締役等（監査等委員である取締役等を除く。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 取締役等は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会に次の事項を報告する。
 - イ. 会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ハ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ニ. 重大な法令・定款違反
 - ホ. その他コンプライアンス上重要な事項
 - ② 各部門を統括する取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会と協議の上、適宜、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
 - ③ 監査等委員へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査等委員会の同意を得ることとする。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役等の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
 - ② 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、執行役員会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができるとともに、必要に応じて取締役等（監査等委員である取締役を除く。）に対して報告を求められることができる。
 - ③ 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
 - ④ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。
 - ⑤ 監査等委員会は、内部監査部と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ⑥ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員の職務に必要なでない認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

(内部統制システムの運用状況の概要)

「内部統制システムに関する基本方針」に沿った当社の内部統制システムの当事業年度における整備・運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 方針に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き、適切な運用を行っている。
 - ② 「コンプライアンス憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」に基づき、親会社の株式会社ビックカメラと同一の方針・運用を行っている。
 - ③ 不当景品類及び不当表示防止法の課徴金制度に対応し、「景品・表示規程」を定め、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」に沿った対応を行うとともに、研修と人材の養成を行っている。
 - ④ 業務のより効率的かつ組織的な執行を可能とするため、「職務分掌規程」に基づき、各担当事務についてより詳細な業務マニュアルの作成を行い、更にその改善に努めている。
 - ⑤ コンプライアンスについては、消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を踏まえた「公益通報者保護規程」を整備するとともに、コンプライアンス相談に関する相談窓口を複数設置し、広く社内に周知し、その活用が図られている。取締役総務人事本部長を委員長とするコンプライアンス委員会においては、毎月その内容が報告され、定期的に取り締り会においても報告がされることにより、コンプライアンス違反の防止及び早期発見に努めている。
 - ⑥ 情報セキュリティについては、当社が保有する全ての情報資産を適切に管理・運用するための基本的方針として「情報セキュリティ規程」を制定し、株式会社ビックカメラと同水準の管理体制を構築している。また、個人情報については、一般財団法人日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」を取得し、厳重な管理体制を構築している。また、「個人情報の保護に関する法律」の改正に対応し、「個人情報保護管理規程」の整備を行い、個人情報保護に努めている。
 - ⑦ 内部監査部は、「内部監査規程」に基づき、監査等委員会及び会計監査人とも連携を図り、第57期において全店舗、法人事業所、及び主要な本部の内部監査を152回、このうち親会社の株式会社ビックカメラとの合同監査を11回実施した。
 - ⑧ 働き方改革を推進し、安全で働きやすい職場環境を整備して、労働生産性を高めるとともに、「健康経営宣言」を行い、従業員とその家族の健康をサポートする施策を推進している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規程」、「執行役員会議規程」、「情報セキュリティ規程」、「文書管理規程」、「機密情報取扱規程」、「個人情報保護管理規程」等に基づき、取締役会、執行役員会議等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の責任部署を決定し適切に保存、管理するとともに、必要に応じて利用等に供する体制を整備している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制の整備を行っている。リスク管理を強化するため、親会社の株式会社ビックカメラとともに、リスク管理の運営計画等の策定、実行、モニタリング、改善等を実施することで、継続性を担保し、リスク管理の体制強化を図っている。
- ② 毎月、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務担当者会議を開催し、より実効性のあるリスク管理体制についての議論が行われ、定期的に取締役会にもその内容の報告を行っている。
- ③ 大地震やサイバー攻撃により甚大な被害を受けた場合を想定して、事業継続計画（BCP）を策定を進めており、今後、BCP対応訓練の実施等により、その有効性を高める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」「執行役員会議規程」等に基づき、第57期において、取締役会（定時12回、臨時6回）、執行役員会議（定時12回、臨時4回）等が開催された。
- ② 業績のタイムリーな把握については、業務報告やシステム等を通じて、迅速に報告されている。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、各部署よりリスク管理報告書を徴求し、毎月、リスク管理実務担当者会議を実施。親会社の株式会社ビックカメラのコンプライアンス担当部門、内部統制担当部門とともに内部統制の強化を図ることとしている。
- ② 会社の業務内容等について、取締役会を始めとする様々な会議体において、情報の共有及び協議が行われた。
- ③ コンプライアンス担当部門及び関係部門は、親会社の株式会社ビックカメラと一体となって、定期的に法令研修、インサイダー取引研修等を開催している。
- ④ 経営の効率化と適正な財務報告を確保するため、親会社の株式会社ビックカメラと一体となってより効率的なシステム導入とIT統制の強化を行っている。
- ⑤ 株式会社ビックカメラと「セキュリティ委員会」を通じグループ一体となって情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの強化に努めている。
- ⑥ 株式会社ビックカメラとグループ物流拠点の統合を行い、サプライチェーン・マネジメントの最適化を図っている。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告に係る内部統制の評価については毎期の決算時に行っており、適正な財務書類の作成に向けてその体制の強化を図っている。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 社員必携の配布や社内研修等を通じて、反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。
- ② 「公益財団法人栃木県暴力追放県民センター」に加盟し、関係機関とも連携し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っている。
- ③ 取引先についても、「契約管理規程」に基づき厳正なチェックを行い、反社会的勢力とは取引を行わないこととしている。

(8) 監査等委員会監査の実効性を確保するための体制に関する事項

- ① 監査等委員会監査の実効性を高めるため、「監査等委員会規則」に基づき、監査の実効性を高める運用を行っている。
- ② 監査等委員は取締役会等に出席するとともに、取締役及び使用人等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
- ③ 監査等委員は代表取締役、会計監査人、関係会社監査役、各部署のリスク管理実務担当者等と定期的な会議等を持ち、より広範な情報共有を行っている。

株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	25,975	6,493	9,419	15,913	367	367
当期変動額						
当期純利益					6,604	6,604
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	6,604	6,604
当期末残高	25,975	6,493	9,419	15,913	6,971	6,971

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	42,255	58	58	42,314
当期変動額					
当期純利益		6,604			6,604
自己株式の取得	△154	△154			△154
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△82	△82	△82
当期変動額合計	△154	6,449	△82	△82	6,367
当期末残高	△155	48,704	△23	△23	48,681

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)…定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア……………利用可能期間(5年)による定額法によっております。

その他……………定額法によっております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

(4) 投資その他の資産

長期前払費用……………定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) ポイント引当金……………顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- (4) 店舗閉鎖損失引当金……………店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖損失見込額を計上しております。
- (5) 商品保証引当金……………販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績に基づき将来の修理費用見込額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金(前払年金費用)……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- (2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」(当事業年度は124百万円)、「投資その他の資産」の「長期貸付金」(当事業年度は182百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度よりそれぞれ「その他」に含めて表示しております。前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「前受収益」(当事業年度は215百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」(前事業年度45百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「賃貸収入原価」(前事業年度8百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 45,540百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 3,300百万円 |
| 短期金銭債務 | 15,281百万円 |
| 3. 取締役に対する金銭債務 | |
| 長期金銭債務 | 1百万円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | | |
|--------------|------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高 | | |
| 営業取引 | 売上高 | 4百万円 |
| | 販売費及び一般管理費 | 1,564百万円 |
| | 営業取引以外の取引 | 3百万円 |
| 2. 減損損失 | | |

場所	用途	種類
東京都 他	営業店舗 他	建物、工具、器具及び備品 他

当社は、営業店舗や遊休資産等について個別物件ごとにグルーピングしております。

当社は競争力のある店舗作りに取組み、また、効率的な店舗網構築のため、積極的な店舗統廃合を実施しておりますが、収益性が著しく低下した営業店舗、今後の統廃合により閉鎖予定の営業店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、当該減少額1,369百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物1,137百万円、構築物22百万円、工具、器具及び備品107百万円、リース資産62百万円、借地権20百万円、長期前払費用19百万円であります。

当社は、個別物件ごとに正味売却価額と使用価値とを比較し、いずれか高い価額をもって回収可能価額としております。なお、正味売却価額については不動産鑑定評価額等に基づき算定しており、使用価値については将来キャッシュ・フローを4%の割引率で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普通株式	77,912	—	—	77,912

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普通株式	0	300	—	300

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得300千株による増加分であり
ます。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当 たり配当額	基準日	効力発生日
2019年11月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	776百万円	10円	2019年8月31日	2019年11月15日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	86百万円
賞与引当金	297百万円
ポイント引当金	609百万円
たな卸資産	812百万円
店舗閉鎖損失引当金	305百万円
商品保証引当金	215百万円
減価償却超過額	3,066百万円
減損損失	3,426百万円
資産除去債務	1,366百万円
繰越欠損金	6,022百万円
その他	919百万円
繰延税金資産小計	17,128百万円
評価性引当額	△7,057百万円
繰延税金資産合計	10,070百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△676百万円
有形固定資産	△99百万円
その他	△601百万円
繰延税金負債合計	△1,377百万円
繰延税金資産の純額	8,693百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料	
1年以内	2,763百万円
1年超	13,701百万円
合計	16,465百万円

2. オペレーティング・リース取引（貸主側）

未経過リース料	
1年以内	595百万円
1年超	1,511百万円
合計	2,107百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、安全性の高い金融資産に限定して資金を運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

短期的な運転資金や設備投資計画に照らして必要となる資金を主として銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、店舗新設等に伴う長期差入保証金は、顧客及び差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に短期的な運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としております。このうち借入金には変動金利によるものが含まれており、金利の変動リスクに晒されておりますが、借入期間を短期間とすることにより金利変動に機動的に対応できるようにするとともに、金利動向を随時把握することで、当該リスクを管理しております。

また、営業債務や借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持すること等により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	1,959	1,959	—
(2) 売掛金	12,158		
貸倒引当金(※1)	△116		
	12,041	12,041	—
(3) 未収入金	2,049		
貸倒引当金(※2)	△89		
	1,960	1,960	—
(4) 長期差入保証金	12,747		
貸倒引当金(※3)	△24		
	12,723	12,822	99
資 産 計	28,684	28,784	99
(1) 買掛金	15,999	15,999	—
(2) 短期借入金	5,100	5,100	—
(3) 未払金	4,570	4,570	—
(4) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	16,712	16,751	38
(5) リース債務(1年内返済予定のものを含む)	926	930	3
負 債 計	43,310	43,352	42

- (※) 1. 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
 2. 未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。
 3. 長期差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを、合理的に見積った返済期日までの期間に対応する利率により割り引いた現在価値によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価は、元利息の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	1,427	—	—	—
売掛金	12,158	—	—	—
長期差入保証金	1,918	3,634	5,251	1,942
合 計	15,504	3,634	5,251	1,942

3. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	2,376	14,336	—	—
リース債務	303	448	154	20
合 計	2,679	14,785	154	20

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性がないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	株式会社ビックカメラ	家庭用電化製品の販売	被所有 直 50.25 %	商品の発注、支払業務及び手数料の回収業務の委託 資金の借入 役員の兼任等	商品の発注、支払業務及び手数料の回収業務の委託(注1,3)	187,381	買掛金 売掛金 未収入金	14,611 1,921 1,090
					借入金の返済(注2)	10,000	短期借入金	—

- (注) 1. 商品の発注、支払業務及び手数料の回収業務の委託については、親会社である株式会社ビックカメラの仕入先及び役務提供先との取引条件と同一であります。委託手数料については、人件費等のコストを勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。
2. 資金の借入利息率については、市場金利を勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 627円24銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 84円81銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(重要な契約等の締結)

当社は、2019年10月9日開催の取締役会において、親会社である株式会社ビックカメラ（以下「ビックカメラ」といいます。）との間で役務提供等に係る費用負担に関する契約（以下「本契約」といいます。）及びこれに付帯する覚書（以下「本覚書」といい、本契約及び本覚書を合わせて「本契約等」といいます。）を締結することについて決議いたしました。なお、契約の概要は以下のとおりであります。

(1) 概要

当社とビックカメラとの間の取引について、①ビックカメラグループから当社に提供されている仕入れ、販売、経営戦略に係るノウハウ及びブランドの使用許諾に基づく対価の支払い、②ビックカメラグループより当社に提供されている、物流関連業務に係る費用負担の適正化、③ビックカメラが行っているテレビCMなどの広告宣伝に係る当社の費用負担に関し、独立当事者間としての公正な取引価格として認められる基準により、当社からビックカメラに支払うことを合意するものです。

(2) 相手方 株式会社ビックカメラ

(3) 契約締結日 2019年10月9日

(4) 契約期間

2019年9月1日から2020年8月31日までの1年間とし、本契約等の継続の要否及び条件の変更等については、本契約等締結後の状況を踏まえ独立した第三者の法律専門家及び独立役員の意見を得て検討する。

(5) 対価

上記(1)に記載の役務提供等の対価として算定する価格の合計額 約19億円

(翌事業年度の収益計画から算出した推計額であり、実際の価格は将来の実績に応じて算定されます。)

環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。

